

## 多賀城市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市教育委員会教育長から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月25日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 板橋 恵一

### 記

- 1 監査対象部署  
教育委員会事務局所管教育機関
- 2 監査結果の報告日  
令和2年2月20日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日  
令和2年3月6日
- 4 措置状況報告の内容  
別紙のとおり

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年1月14日
- 3 監査対象部署 多賀城東小学校
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	非常勤職員勤務状況報告書について、実際の勤務時間数とは異なる時間数で報告されていた。	過小支給となっていた報酬については、令和2年2月26日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、3月19日の報酬支給の際に追加支給する手続きを完了した。 出勤簿、年次有給休暇届及び勤務状況報告書の突合について、今後は係員と教頭の複数体制で行い、誤りを防止する。
2	指導	一部の薬品保管庫について、壁や床への固定等転倒防止対策を行っていなかった。	薬品庫製造業者の特約販売業者に、固定等転倒防止対策における薬品庫への加工について、薬品格納性能劣化とならないよう施行における留意事項確認及びそれに基づく固定に要する経費見積りを依頼中である。年度内に施行を完了する見込みである。

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年1月15日
- 3 監査対象部署 山王地区公民館
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	教育財産使用料に係る歳入調定及び納付期限の日付に誤りが見られた。	再度、会計事務の手引き及び財産条例の規定を確認し共有した。 毎年生じる事務であることから、その都度、複数名で誤りがないかどうか確認することで、適切な事務処理に努める。